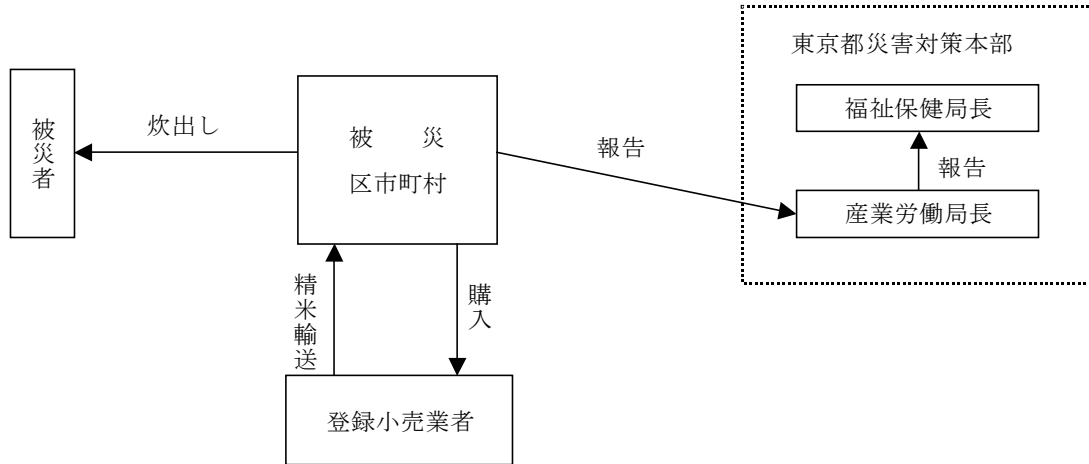


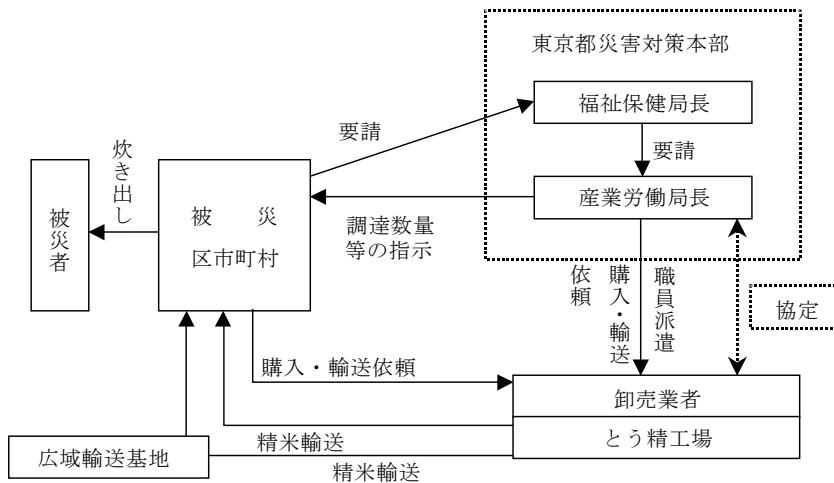
米穀の調達経路（備蓄物資を除く）

1 区市町村長が小売業者から購入する場合



- ※ 区市町村長は、当該地域の小売業者から必要な精米を購入する。
- ※ 米穀の調達に不足のある場合、又は、不足を生ずると認める場合、区市町村長は、知事に調達を要請する。（2参照）
- ※ 国民保護措置等実施時には、東京都災害対策本部を東京都国民保護対策本部又は東京都緊急対処事態対策本部に読み替えるものとする。

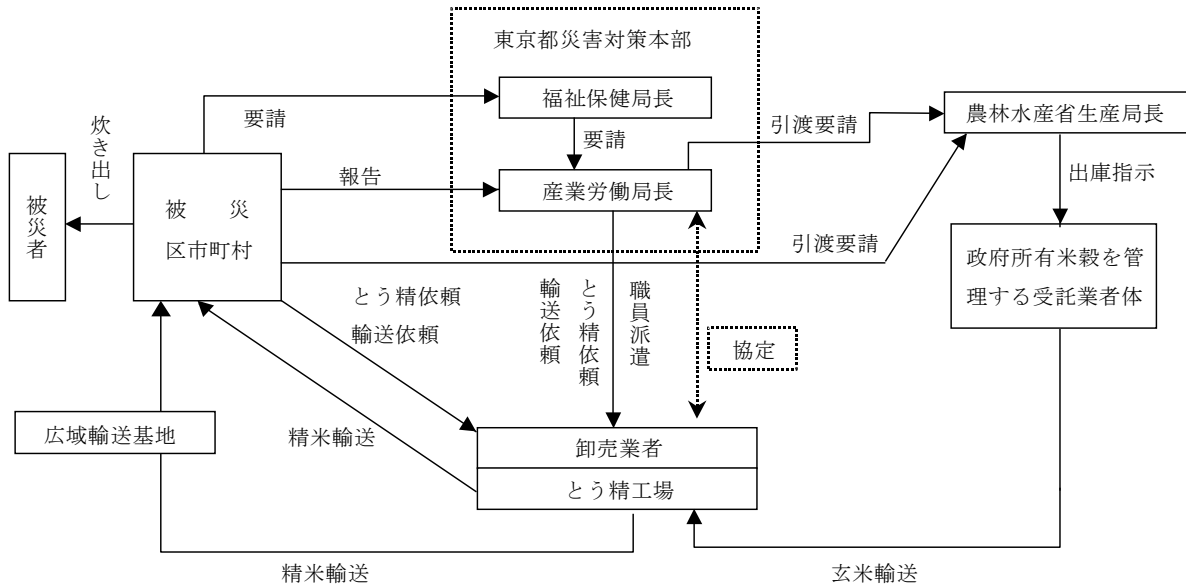
2 知事又は当該区市町村が卸売業者から購入する場合



- ※ 知事は、区市町村への米穀の引渡しを迅速かつ円滑に行うため、卸売業者と「異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定」を締結する。
- ※ 知事は、1の方法で必要量の米穀が調達できない場合、又は被害の状況により必要と認める場合は区市町村長の要請に基づき米穀を調達するよう措置をする。
- ※ 知事又は当該区市町村長は、「異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定」を結んだ卸売業者から精米を購入する。
- ※ 当該区市町村長が米穀を購入する場合には、知事は当該区市町村長に対して、売却を受ける卸売業者名、数量、とう精工場、輸送等必要な事項を指示する。
- ※ 知事が直接調達する場合は、調達した精米を当該区市町村長へ支給する。
- ※ 国民保護措置等実施時には、東京都災害対策本部を東京都国民保護対策本部又は東京都緊急対処事態対策本部に読み替えるものとする。

資料 5-5 米穀の調達経路（備蓄物資を除く）

3 災害救助法の発動又は国民保護法による国民保護措置時における災害救助用米穀の緊急引渡要請に基づく場合



- ※ 知事又は区市町村長は、農林水産省生産局長に対し、政府米の緊急引渡しを要請する。
- ※ 知事又は区市町村長は、「異常災害時における給食用米穀のとう精及び輸送に関する協定」に基づき、とう精及び輸送を卸売業者に依頼することができる。
- ※ 国民保護措置等実施時には、東京都災害対策本部を東京都国民保護対策本部又は東京都緊急対処事態対策本部に読み替えるものとする。